

複合農業地域における集落営農

鳥取県中山町の事例分析

小林 一*

The "Community Farm Management" in the Multiple Farming Area

The Case Study on Nakayama - cho in Tottori Pref.

Hajime KOBAYASHI*

The purpose of this paper is to study the role of "Community Farm Management" for the regional agricultural development and the problems awaiting solution for the regional agricultural organization by the analysis on the actual condition in the multiple farming area. The object of this study is Nakayama - cho in Tottori Pref.

The organization of "Community Farm Management" promotes the aggregated field use, organized field use and control of land use in accordance with regional mutual agreement, and contributes to the higher land utilization and regional multiple farming. The rice crop in multiple farming area, naturally, has the smaller scale by coexistence with another farm management, garden stuff and livestock. Moreover, heterogeneous types of farm management oftenly gives rise to difficulties against organization of farmers in its area. The case of "Community Farm Management" in Matsugawara teaches us the next three important things. (1)The community farmers have many farm products, and they organized cooperative groups for agriculture laying stress on the crops in land - extensive agriculture. (2)Their cooperative groups for agriculture secure many operators for agricultural machinery, and they effort to make a system by all community farmers. (3)Their cooperative groups were made in deference to the cooperative wishes of all farmers.

緒 言

水田農業の構造再編は、わが国農業が直面する最大の政策課題となっている。1993年12月には、ガット・ウル

グアイラウンドの場で、ミニマムアクセスの考え方にそって米輸入の部分解放が政治決着され、予定通りに進めば95年から恒常的な米輸入が開始される見通しとなった。日本の水田農業は、米輸入によって国際競争にさらさ

*鳥取大学農学部農林総合科学科情報科学講座

*Department of Agricultural Information Science, Faculty of Agriculture, Tottori University

れるのを待たずに、すでに国内の農業環境の悪化から、後退局面に陥っている。加えて、外国の主要な米生産国との厳しい競争関係に立たされることが間近となった今、国内の水田農業の構造転換を進め、所与の立地条件下にあっても、可及的に優れた生産性を確保しようとするような営農体制を早急に構築することが要求されている。

こうした情勢のもとで、個別農家の零細な経営条件を、農家間協調による地域の組織的な力によって改善するための、地域農業組織化の課題はますます重要性を高めている。この地域農業組織化の動きと関わって、近年新しい潮流となってきたのが集落営農である。集落営農は、1975年以降の「地域農政期」において展開されるようになった諸施策と深い関連性をもつ。当期には、それぞれの地域の特性を考慮しながら、地方自治体や農家による自主的な調整機能を活用する方向で、従来の農政の行き詰まりを打開するための方策が講じられてくる。

なかでも、1980年に制定された農用地利用増進法と、そのもとで83年から実施された地域農業集団育成事業は、集落営農の組織化に対して大きな影響を及ぼすことになった。そこでは、土地利用型農業の担い手育成と生産性の向上に重点がおかれ、土地利用調整を軸にしながら農用地の有効利用を進め、大規模経営を育成しようとする方向が鮮明に貫かれている。そして、賃貸借に関わる利用権設定を中心としながら、農地の有効利用を進めるための手段として、農業集落に対し重要な位置づけが与えられ、農用地利用改善団体及び地域農業集団の名称で、集落を基礎単位にして生産組織化が進められることになった。

集落営農の推進については、行政側の対応と並行して、農協組織においても同様な取り組みを行ってきた。農協系統組織における集落営農の組織化の考え方には、協同組合活動の基本と関わって、農水省と多少の差異が認められるものの、82年の第16回全国農協大会以降、系統組織では、国の方針にほぼ準拠する形で、「地域営農集団」の名称によって集落営農の組織化を進めてきた^{3,5)}。また農用地利用増進法は、21世紀農業を展望して農水省から提言された「新しい食料・農業・農村政策」にもとづき、93年に農業経営基盤強化促進法として再編成されたが、そのなかにも農業の構造変革にはたす農業集落の役割が強く意識されており、今後とも集落営農は地域農業再構築のための政策的な役割を担うことになりそうである。

本稿では、上記のような位置づけを与えられて、全国的な広がりをみせている集落営農の動きに着目し、地域

の水田農業の構造再編にはたすその役割と、地域農業組織化にむけた今後の課題について実証分析を行う。とくにここでは、複合農業地域における集落営農に注目して、実態分析を行うことにしたい。複合農業地域における水田農業に注目する主要な理由は、わが国では水田農業の担い手の多くが、経営形態からとらえて稲作部門をかかえた複合経営として存立しており、外延的な規模拡大が飛躍的に進む可能性が見通せない現状から判断して、今後ともこの傾向が継続する見込みが強いと考えるからである。平地が少なく地域労働力市場の発達弱い、中山間地を多くかかえた中国地方においては、水田農業の複合的な展開は、今後とも基調として堅持されることになろう。

ここで実態分析の対象に取り上げるのは、鳥取県西伯郡中山町松河原（まつがわら）集落の営農事例である。当地区を考察対象に設定した理由は、第一に、地区農業が稲作を基礎におきながら、梨や野菜の園芸作と組み合わせた複合農業として展開してきていること、第二に、稲作及び梨作について集落ぐるみの生産組織活動を展開していること、第三に、農用地利用改善団体の指定を受けて土地利用調整に取り組み、高い農地流動化率を実現していることによる。

なお、集落営農の用語は、今日では行政用語として定着するまでになってきたとはいえ、その意味内容について必ずしも明確な定義づけが行われているわけではない。そこで、行論に先だって本稿では、集落営農について次のような理解に立脚することを指摘しておきたい²⁾。

集落営農は、1から数集落の地縁的にまとまった範囲で、全体農家の合意形成にもとづき地域資源や労働力の総合的活用をはかる営農システムで、農業生産組織の一つの新しい組織である。具体的には、地域の合意の上形成される農用地利用調整の活動を柱にしながら、団地的土地利用及び組織的土地利用をはかり、土地利用高度化と農業複合化の推進を通じて、農業の担い手育成や生産性向上に寄与する農家の集団組織である。ここでいう農用地利用調整とは、農用地の権利調整や地代調整を内容とし、団地的土地利用は作付、栽培管理等における圃場の団地化、組織的土地利用は機械・施設の共同利用や共同作業、農作業受委託の斡旋等を示す。

実 態 分 析

集落営農に関する統計は、体系的に整備されていない。そのため、農用地利用改善団体と地域営農集団の指定・設立状況に関する農水省調査⁴⁾、並びに1990年センサス

の農業集落調査によって、その広がりを概括的に確認しておく。

1992年3月末現在で、中国地方には2,766の地域農業集団と1,034の農用地利用改善団体が設置されている。1団体当たりの平均の集落数は1.6となっており、全体の農業集落の31%にあたる6,142の集落において組織化が進められてきている。また中国地方では、水田転作の実施にあたり、農業集落において集団的土地利用による対応をとるところが2,286存在する。このような実態からとらえると、中国地方における集落営農の広がりは、現時点で見積もって概ね全集落数の3割程度であると推測される。

鳥取県内には、現在231の地域農業集団と342の農用地利用改善団体があり、1団体当たりの集落数は平均1.2となっていて、全体の41%の農業集落で設置が進められている。組織化率は、全国的にみて高水準にある。市町村別に見ると、中山町は集落単位での組織的対応がかなり進んだ状況にある。町内には34の農業集落があるが、このうち集落を単位として、地域農業集団が2、利用改善団体が19設けられている。中山町における92年6月現在の農地流動の実態は、利用権設定面積340ha、流動化率26.8%となっている。この流動化率は、県平均の6.5%を大幅に上回るもので、県内の市町村中の第1位にあたる。

(1) 地域農業の概況

調査対象地区のある中山町は、鳥取県西部に位置する

人口6,016人の純農村である。町域は、南部にある国立公園の大山山麓からくさび状に広がり、北部は日本海に面している。交通地位は、県庁所在地の鳥取市まで66km、米子市まで28kmの距離にある。町の基幹産業は農業で、産業別就業人口中に占める第1次産業の割合は50%と高い値を示す。90年現在の農家数は927戸で、そのうちの半分を専業農家と第1種兼業農家が占める。農家1戸当たりの経営耕地面積は137aと、県平均を大きく上回っている(第1表)。

町内の農地は、大山の麓から日本海の海岸線にかけて、緩傾斜をもって細長く広がっている。三つの河川流域と海岸沿いの平坦部には水田が開け、河川に挟まれた台地上は普通畑や梨園として利用されている。中山町の総耕地面積は1,350haで、地目別には水田が43%、普通畑20%、樹園地20%、牧草地14%のような構成をもつ。このような地目構成から明らかなように、同町は田畑混交の複合農業地域となっている。農業の主要部門は、梨、野菜類、水稲、畜産(酪農、肉用牛)であり、90年における農業粗生産額44.5億円の内訳は、梨を主体とする果実が39%、乳用牛が15%、野菜14%、米11%となっている。町内の専業農家層では、これらの複数の部門を組み合わせた複合経営の割合が高い。水稲に関しては、90年現在の作付面積が331haとなっており、栽培品種は、ヤマヒカリとコシヒカリが主体である。10a当たりの平均収量は513kgと、ほぼ県平均の水準にある。

松河原集落は、中山町西部の海岸沿いに立地する農村

第1表 調査対象地区の農業概況(鳥取県中山町松河原集落) (単位:戸, %, a)

区分	総農家数	専業	専業別農家割合			1戸当たり経営耕地面積	水田率	樹園地率	水稲収穫農家比率	農業生産組織参加農家比率	水稲作の作業受委託農家比率		借入耕地のある比率		
			男子生産年齢人口が	1種兼	2種兼						委託	受託	実農家数	面積	
鳥取県	1960年	62,068	29.4	...	36.0	34.6	75	67.3	9.6	87.8
	1980	50,859	10.1	6.4	22.2	67.7	78	67.2	12.4	88.3	17.9	40.1	5.3	19.9	6.6
	1990	43,921	12.6	6.0	14.2	73.2	81	67.4	11.6	92.4	26.5	65.7	...	23.3	10.6
中山町	1960	1,196	45.0	...	32.1	22.9	99	47.0	13.9	82.0
	1970	1,113	27.5	...	42.3	30.2	111	43.6	19.5	86.4	30.8	...
	1980	1,037	19.0	14.0	39.1	41.9	120	42.8	28.4	81.2	71.3	57.8	12.2	19.6	4.9
	1985	997	18.0	11.4	37.8	44.2	129	41.6	28.4	84.7	77.2	62.3	11.9	23.6	10.4
	1990	927	19.2	11.7	30.3	50.5	137	41.9	24.0	85.1	71.2	81.0	...	27.9	10.0
松河原集落	1960	52	30.8	...	36.5	32.7	107	54.3	28.1
	1970	50	54.0	...	24.0	22.0	117	46.3	38.5	98.0	100	36.0	5.1
	1980	48	29.2	22.9	39.6	31.2	127	42.5	52.0	95.8	100	97.8	8.7	29.2	4.5
	1985	47	25.5	23.4	29.8	44.7	132	40.3	51.4	93.6	87.2	70.5	13.6	29.8	6.2
	1990	45	22.2	17.8	35.6	42.2	130	38.7	43.1	88.9	88.9	100	27.5	35.6	7.2

資料：農林水産省「農業センサス」各年次による。

集落である。90年現在の総世帯数は58戸で、そのうち農家数は45戸である。農家の内訳は、専業10戸（うち男子生産年齢人口のいる農家8戸）、第1種兼業16戸、第2種兼業19戸のようである。地区内では、近年、兼業化の進展に伴って農業基幹労働力の減少と高齢化が進んでいる。しかし、それでもなお多数の基幹農従者が確保されており、全農家の約半数が農業を中心とする生活を営んでいることからもうかがえるように、農業的色彩の強い集落となっている。

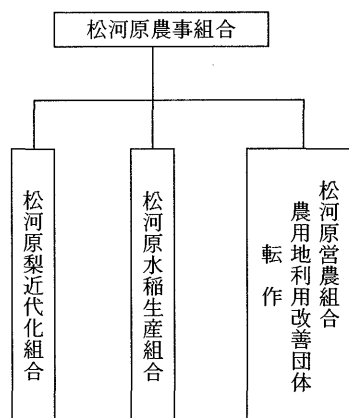
1990年センサスによれば、松河原集落の農家1戸当たりの平均経営耕地面積は130aで、ほぼ町平均と同レベルにある。集落内には58.6haの経営耕地があり、その地目構成は樹園地43%、水田39%、普通畑18%のようになっている。水田よりも樹園地面積の多いのが特徴である。樹園地では梨園の割合が8割を占め、梨の栽培品種のなかでは二十世紀梨の比率が高い。大半の農家は背後の台地上に梨園を持っていて、これらの農家では概ね梨が経営の基幹作物となっている。水田における稲作は、副次部門としての性格が強く、稲作面積は、地区内の最大の農家でも1haしか保有していない。水稻品種はヤマヒカリが主流であり、次いでコシヒカリ、日本晴の順になっている。

なお、地区内の水田については、1976年から77年及び78年から80年の2期に分けて圃場整備事業が実施され、大部分で基盤整備が完了している。

(2) 集落営農の組織化

松河原集落には、農業生産に関係する農家組織として「農事組合」、「梨近代化組合」、「水稻生産組合」、「営農組合」の四つがある。このうち、集落営農の活動を直接的に支えているのが、農事組合の傘下にある三つの生産組織である。農事組合は、地区農業全般に関わる調整組織であって、生産過程には直接の関わりをもたない。そこで、これらの三つの組織について、設立からの推移と現在の活動状況を要約すれば、次のような特徴を指摘できる（第1図）。

「松河原梨近代化組合」は、集落内に梨園を所有する41戸の農家によって、1967年に設立された組織である。地区内では、60年代に入って新植により梨園が増加したこと、機械化農業に対応して防除用機械の利用効率を高める目的から、スピードスプレーアの共同所有と共同作業を内容として活動を開始した。構成員は、総数としては設立当初から大きな変化はないが、途中の加入・脱退によってメンバー構成に変化がみられる。組合では、スピードスプレーア（1,000ℓ、4台）を共有し、大部



〈設立年次〉	1967年	1978年	1984年
〈参加農家〉	41戸 (集落内36戸)	40戸	47戸 (集落内全農家)

第1図 松河原地区における集落営農の関係組織機構図

分の組合員がオペレータとして出役する形で、共同作業を継続してきている。二十世紀梨の防除回数、年間に22から23回にも達しており、共同作業は防除効果の向上や機械コストの節減の側面からばかりでなく、労働者の健康・安全の確保の側面からも大きな効果を発揮している。

「松河原水稻生産組合」は、県営事業によって実施された水田基盤整備を契機にして、1978年に結成された組織である。当初は受益農家の47戸全員が参加していたが、その後小規模農家が離農等の理由によって離脱し、現在は40戸の農家によって構成されている。組合では、トラクター（20・40ps、2台）、田植機（乗用5条、2台）、防除機（背負式、3台）、自脱型コンバイン（グレインタンク式・4条、1台）等の機械化体系を整備し、耕起・代掻及び収穫作業についてオペレータ方式による共同作業を実施している。田植作業は、共有機械の個別持ち回り利用によって実施し、乾燥・調製は農協ライスセンターに作業委託している。集落内農家の稲作規模は、最大でも1haしかないため、小規模な稲作農家にとって、機械費用の節減や生産性向上の面から、生産組合が大切な存在となっている。

「松河原営農組合」は、84年に地域農業集団の指定を受けて集落内に設立された組織である。最初は、ブロックローテーションによる集団転作を推進する組織として

活動を開始したが、翌85年には農用地利用改善団体の認定を受けて、土地利用調整の機能を備えるようになり、集落営農を推進する要としての役割を担うことになった。

営農組合の農用地利用改善団体としての活動についてみると、組合では利用権設定等を通じて、徐々に担い手農家に対する農地集積を進めてきた。農家経済や農家労働に占める農業の割合から判断して、担い手農家を男子生産年齢人口を有する専業または第1種兼業農家で、経営耕地面積が1.5ha以上の農家というように整理すると、そこには13戸が該当する(第2表)。農家実態調査によれば、地区内には91年現在で全体で63.5haの経営耕地面積があり、集落農業の担い手とみなされるこれらの農家への土地集積率は、53%の水準にまで高まっている。

営農組合による水田転作への対応は、組合設立当初からブロックローテーションによる集団転作として取り組まれ、成果をあげてきている。ブロックローテーションの実施に際しては、互助制度を採用して転作圃場の団地化をはかり、2年の年限で輪換する方式をとっており、92年には地区内のすべての水田を一巡した。共補償に関しては、転作面積の過不足に応じて、10a当たり1万5,000円の負担金が支払われる。転作団地は5区画に分けられていて、団地内ではアパート方式によって各農家が個別に転作物を栽培する。転作圃場の多くは、前作と後作の水稲にプロッコリーや飼料用作物、スイカ、スイートコーン等を組み合わせた、田畑輪換による輪作体系を採用している。

このような集団活動は、転作圃場の団地化によって排水機能を向上させたり、田畑輪換方式での輪作体系の採用によって生産性の安定に貢献したりして、営農効果を高めてきた。また、集団転作は技術的效果ばかりでなく、集落内全体の農地の保全管理の面でも成果を発揮している。松河原地区の転作率は、38.1%と高い割合になっているにもかかわらず、管理転作や休耕による耕作放棄的な土地利用は、これまでのところほとんど現れていない。

(3) 農用地の流動化と土地利用調整

松河原集落は農業的色彩の強い集落であって、農民層の分化・分解の動きは、これまでのところ総じて緩慢である。しかし、中小規模階層の農家においては、兼業化や高齢化の進展にともなって農作業受委託の割合を高めたり、一部の経営耕地を貸付に回したりするなど、新たな動きが発現している。集落農業の構造再編のために農用地利用改善団体がはたす土地利用調整の役割は、今後ますます重要になると推察される。

当地区における近年の農地流動は、主として農地賃貸借によっており、農地有償移動による部分は面積としてあまり大きくない。農家実態調査によって集落内の農地賃貸借の実態を整理してみると、一部に戦前からの残存小作地が残っているものの、多くは1980年以降に新規に契約されたものであることがわかる。農家全体の借入地面積は7.2ha存在し、地目別の内訳は樹園地3.0ha、水田2.2ha、畑2.0haとなっている。このうち、利用権設定を行っているのは3.8haで、全体の約半数は依然として個別相対のやみ小作の状態にあることが明らかになる。やみ小作としての農地の特徴をみると、地主の職業が自営業種であったり、あるいは転作団地内に組み込まれた農地であったりするものが割合として多い(第2表)。

なお、町産業課資料によって集落内の借り手農家が関係する利用権設定状況を整理すれば、92年6月現在の利用権設定面積は4.2ha、流動化率は7.4%となっている。その内容を地目別にみると、樹園地面積が2.1haと最も多く、次いで水田、畑の順になっている。利用権設定の契約年限については、樹園地において10年の長期契約の面積割合が高く現れている。

また、当地区において利用権設定が初めて取り組まれたのは1979年であるが、その動きが本格化するようになるのは、利用改善団体の認定を受けた85年以降である。設定件数で見ると、84年まではわずか5件にとどまっているのに対し、85年以降は59件と大幅に増加している。集落実態調査の結果を参考にしつつ、農地流動がこの時期に大量に発生するようになった要因を検討してみると、地域の労働力市場の展開と、地区農業の基幹品目である二十世紀梨や水稲をめぐる経済的環境条件の悪化が、重要な影響を及ぼしていることが明らかになる。

農地流動に関係する、農家の階層的な経営構造の特徴を検討してみると、担い手と目される13戸の農家が属する経営耕地面積1.5ha以上層では、農業労働力の保有状況からもうかがえるように、総体的に充実した経営内容を備えている。そして、これらの上層農家は、農地賃貸借において主要な受け手となっている。ところが、農地の借入規模については、地区外の果樹団地に増反入植している2戸を除いて、40a程度以下の小規模にとどまっていることがわかる。

その主要な要因として、一つには、これらの上層農家では、いずれも労働集約的な梨作や野菜作を基幹作物としているため、あまり大きな農地の受託能力を持たないこと、二つには、この階層農家においても、兼業対応による農業後継者不足や、二十世紀梨や稲作の収益性の悪

第2表 農家概要と農地流動の実態 (松河原集落)

(単位: a)

農家種別	農家番号	経営耕地面積	借入地	うち利用権設定面積	貸付地	就 業 状 況							
						主 人	妻	あとつぎ男子	同 妻				
●▲■	1	390	180	97	0	農業	47歳	農業	46歳	学生	20歳	—	
●▲■	2	350	16	14	0	農業	61	農業	59	料理師	36	パート	27歳
●▲■	3	323	38	5	0	農業	51	農業	50	警察官	23	—	
●▲■	4	292	0	0	0	農業	40	農業	38	高校生	15	—	
●▲■	5	290	35	30	0	農業	53	農業	52	自動車工場	30	会社員	25
●■	6	250	0	0	0	農業	62	農業	61	会社員	32	家事	28
●■	7	244	28	32	0	農業	70	農業	69	農業	40	農業	39
■	8	239	0	0	0	農業	69	農業	64	教員	43	教員	36
●▲■	9	234	80	79	0	農業	63	農業	61	農業	45	農業	39
●▲■	10	219	6	6	0	農業	65	農業	66	農業	41	農業	39
●■	11	202	12	0	0	農業	64	農業	61	市役所	39	農業	35
●■	12	196	6	7	0	農業	58	農業	55	農協共済連	28	—	
●■	13	189	65	42	0	農業	61	農業	60	—	—	—	
●■	14	182	4	4	3	農業	64	農業	66	消防士	39	農業	34
■	15	142	0	0	0	農業	65	農業	66	建築士	42	農業	38
■	16	140	0	0	0	農業	61	—	—	農協職員	32	農協職員	25
■	17	140	0	0	55	農協組合長	63	農業	61	会社員	33	—	
■	18	136	3	0	0	農業	63	農業	58	農協職員	35	パート	31
■	19	135	0	0	0	農業	65	農業	64	—	—	—	
■	20	130	0	0	0	農業	64	農業	59	教員	39	家事	36
■	21	127	0	0	14	農業	59	農業	57	—	—	—	
■	22	127	5	0	0	農業	60	—	—	会社員	33	家事	33
■	23	124	0	0	0	農業	60	農業	59	—	—	—	
■	24	117	0	0	0	農業	66	農業	61	医師、他出	38	他出	…
■	25	116	32	0	8	教員	50	農業	49	教員、他出	24	—	
■	26	113	35	0	0	農業	60	農業	59	県庁職員	32	県庁職員	30
■	27	111	25	9	8	会社員	56	農業	54	会社員	27	—	
■	28	94	18	7	0	農業	60	農業	57	会社員	30	—	
■	29	92	20	3	0	農業	62	農業	58	—	—	店員	38
■	30	88	38	0	0	農業	59	—	—	会社員	28	—	
■	31	81	0	0	0	農業	61	農業	61	会社員	35	家事	…
■	32	80	0	0	0	会社員	52	農業	49	—	—	—	
▲■	33	80	23	19	0	屋根職人	59	農業	59	教員、他出	35	—	
■	34	78	18	18	0	会社員	64	農業	60	銀行員	36	パート	35
■	35	76	0	0	0	—	—	農業	66	団体職員	40	家事	35
■	36	73	20	5	0	農業	72	農業	70	—	—	—	
■	37	70	0	0	0	役場職員	44	役場職員	42	—	—	—	
■	38	60	14	0	0	—	—	会社員	48	—	—	—	
■	39	55	0	0	97	—	—	農業	54	郵便局員	31	—	
■	40	37	0	0	0	農業	72	家事	68	左官	39	会社員	36
■	41	32	0	0	45	農業	80	家事	79	会社員	44	団体職員	42
■	42	31	0	0	0	農業	75	農業	70	教員	48	農業	43
■	43	22	0	0	0	—	—	農業	74	—	—	—	
■	44	22	0	0	69	資材店自営	56	資材店自営	55	大学院生	23	—	
■	45	21	0	0	30	無職	73	農業	66	会社員	49	教員	45
■	46	0	0	0	49	電気店自営	49	電気店自営	43	高校生	18	—	

注1) 上記46戸の農家は、集落内に居住するすべての農地権者である。

2) ●印は、担い手農家とみなしうる農家、▲印は水稲生産組合のオペレータ農家、■印は梨近代化組合のオペレータ農家を示す。

化から、規模拡大意欲をなくす農家が生まれていることを指摘できる。当地区では、このような理由から借地型の大規模経営の存在が希薄であるため、経営耕地0.5～1.0ha層の小規模階層においても、親戚や知人からの依頼によって、借り足似的な形態で借地を行っている農家が、比較的多く存在する。

一方、農地の主要な貸し手となっているのは、経営耕地面積が0.5ha程度以下の小規模農家である。これらの農家では、自営業や教員、会社員のような内容で農外に安定就業の場を確保しており、総じて脱農指向が強い。農業生産を縮小しようとするこうした動きは、経営耕地面積1.0～1.5haまでの上位の階層にまで拡大する傾向にある。

以上のような特徴を持つ農地流動に関連して、農用地利用改善団体の役割を担っている営農組合が、土地利用調整についてどのような活動を行っているかについて検討してみると、この点についてはいくつかの課題をかかえていることが明らかになる。松河原営農組合では、これまで流動化推進委員会を中心にして土地利用調整の仕事に取り組み、高い流動化率を実現してきた。ただしその場合、中核農家の育成にむけて、組合が担い手農家に対して意識的に利用権集積を進めたり、あるいは不統一な状態にある借地料の調整をはかるような努力を充分には行ってきていない。

たとえば、農家実態調査の結果によれば、地区内の借地料水準には10a当たり単位で、水田の場合、金納として1万2,000円から2万円、物納として60kgから100kg、普通畑で1万2,000円から1万8,000円、梨園で1万円から3万円までの幅が存在する。農業委員会が調整役を担わず利用権設定においても地代額のばらつきが大きく、借入地を多くかかえた農家からは、農業委員会や町に対して、適正な小作料水準に統一してほしいという要望が出されている。

(7) 集落営農の直面する課題

松河原地区では、梨近代化組合、水稲生産組合、営農組合等による集落ぐるみの組織的活動を通じて集団的土地利用を推進し、個別の構成員農家の営農条件の安定化をはかると同時に、荒廃農地の発生を防ぐなど集落の農業資源管理について実績をあげてきた。集落営農の体制は、今後とも堅持されると見込まれるが、これからさらに活動内容を充実していくためには、次のような点について改善努力を講じることが大切である。第1には、土地利用調整機能の強化、第2には、大規模経営むけの果樹・野菜作技術の開発等を通じた担い手農家の経営体質

強化、第3には、普通畑・樹園地に対する圃場基盤整備の実施、第4には、稲作生産組織の高度化である。ここでは、紙幅の都合から、第1と第4の事項に限定して述べることにする。

第1の土地利用調整機能の強化に関連して、実態調査によると当地区では、経営耕地面積1.5ha以下の中小規模階層の農家を中心に営農意欲の後退が認められ、そのうちの10戸から将来的には経営委託に転じる可能性のあるとの考えが示されている。このような回答結果にもとづけば、地区内では今後農家戸数の減少と、それとともなう農地賃貸借市場の展開が予想される。そのため、将来の集落の農業を中心的に担う中核農家を、全体農家の合意形成によって認知し、位置づける努力が必要である。そのうえで、それらの担い手農家にむけた利用権集積の方法や、地代水準を統一する手段等について、具体策を講じることが大切である。農用地利用改善団体としての集落の営農組合には、土地利用調整機能を強化し、このような調整作業を中心になって進めることが期待されている。

第4の稲作生産組織の高度化について、地区内の農家にとって水稲生産組合は、機械保有や農作業の実施にあたって重要な役割を担ってきている。そのため、今後とも組合に対して、稲作経営部門の安定と地区の農地資源管理のために、大きな期待が寄せられている。水稲生産組合の運営は、従来はオペレータとなっている8名の専門的農家が主体になって担ってきたが、これらの農家にとっては、春秋の農繁期の過重な労働負担が問題となっており、兼業農家からも幅広くオペレータとして出役してもらわなければ、共同作業の継続が困難になりつつある。そのため、組合では現在、オペレータの調達に関して、従来の方法から全戸出役方式に変更することを検討中である。

集落の専門的農家は、いずれも園芸作が経営の基幹となっていて、農家経済における稲作の位置づけは、いわば兼業農家と同様の性格となっている。その意味では、兼業農家を含めてオペレータを確保し、集落全体で水田農業を維持することは、妥当な選択といえよう。全戸出役によるこのような活動計画が実施に移されるならば、その活動を水稲の品種別団地化や、ひいては部門完全協業の段階にまで高める可能性が生まれてくる。稲作と水田利用の高度化が進めば、専門的農家層にとっては、稲作以外の部門拡大を通じて大幅な経営発展が可能になる。

総 括

集落営農の目標とするところは、地域の合意形成にもとづいて、農用地利用調整を軸にしながら団地的土地利用や組織的土地利用に取り組み、土地利用の高度化や農業複合化を進めて、生産性向上や担い手育成をはかることにある。このような目標が達成できる集団においては、統一的な意志決定機構を確立し、そのもとに経営管理の諸機能を統合することによって、家族経営の良さを生かしながら集団化によるメリットを発揮することができるようになる。営農集団は、こうした経営の内実を備えた集団組織である¹⁾。

一般に、複合地域における水田農業は、園芸や畜産等の他部門との並存によって、稲作規模が小さくなる傾向にあるばかりでなく、地区内の農家間の経営内容が多様となることから、等質性を欠いて農家の組織化に困難をきたす場合が少なくない。また、地域農業全般についても、農家間の栽培作物や土地利用が多様性をもつため、集落営農に関わる生産組織の構成が、複数による重層の形態をとる傾向が強い。そのため、農用地利用改善団体には、農地流動化の側面からばかりでなく、集落営農の目的にそって、地区内の土地利用全般に関わる農家や組織間の権利調整に対し、優れた指導性を発揮することが求められている。集落営農が営農集団として、経営の内実を備えて展開するためには、利用改善団体の機能強化が不可欠である。

実態分析で取り上げた集落営農の事例は、現時点での活動内容が営農集団の水準にまでには高まっていないものの、上記のような特徴をもつ複合農業地域での生産組織化のあり方を考えるうえで、いくつか貴重な示唆を与えている。松河原地区の事例から学ぶべき点は、次のよ

うな事柄であろう。第1に、農家間で栽培農家が多くて、より共通性の高い土地利用型農業の作物を中心に組織化をはかっていること。とくに、複合農業を支える基礎として、稲作の生産組織化に重点的に取り組んでいること。第2に、オペレータを多数確保し、集落ぐるみの運営体制を創出する努力を行っていること。第3に、集落営農を支える前提として、それぞれの農家における農地、農業生産、農家生活を保全するための相互協調の意識が尊重されてきていること。

謝 辞

本稿は、農林水産省中国四国農政局からの委託研究、「平成4年度地域農業経営改善調査」によってとりまとめたものである。研究発表の機会を与えていただいた中国四国農政局企画室に対し、厚くお礼を申し上げる。また、実態調査に際して御協力を賜った中山町松河原集落の農家や町、県の関係各位に深甚の謝意を申し述べる。

文 献

- 1) 倉本器征：水田農業の発展条件．農林統計協会，東京（1988）pp.11-17
- 2) 小林一：地域農業再編と「集落営農」．鳥大農研報 44 151-159（1991）
- 3) 農林水産省構造改善局農政課：地域農業集団育成の手引き．全国農業会議所，東京（1983）
- 4) 農林水産省中国四国農政局：農用地利用増進事業の実施状況．農水省中国四国農政局，岡山（1992）pp.140-146
- 5) 全国農業協同組合中央会：地域営農集団—どうすすめるか—．全国農協中央会，東京（1983）pp.7-113